

1) 定義及び資格

フェムシップドクターズとは、医療の専門的なスキルと経験をもって、困窮する女性たちを親身にサポートする医師または医療関係者たちの総称。日本女性財団の趣旨に共感し、女性支援を行うことに賛同した医療従事者である。

保持する国家資格により以下のいずれかに該当し、紹介者がいる、またはフェムシップドクターズ養成講座を修了し、日本女性財団フェムシップドクターズ推進本部により、認定された者とする。

1. フェムシップドクター：医師免許を保持し、医師としての活動実績を持つ者。
2. フェムシップナース：看護師免許、保健師免許、助産師免許いずれかまたは複数を保持し、看護師としての活動実績を持つ者。
3. フェムシップエキスパート：歯科医師、薬剤師、理学療法士、その他、国家が資格を定める医療従事者で当該職務にて活動実績を持つ者。

※ 卒後10年未満の医師、フェムシップナース、フェムシップエキスパートはフェムシップドクターズ養成講座の修了を必須とする。

2) フェムシップドクターズの活動

フェムシップドクターズは女性が生涯を通じて健康で生きやすい社会を創るために、課題となっている問題を解決、支援する努力をする。活動内容は必要に応じて多岐にわたるが、活動例を以下に示す。

1. 女性の身体と健康に関する正しい知識、意識を育成し、性の知識や自己決定に関わるリテラシーの向上を助ける活動を行う。
2. パートナーなどからのDV、子どもへの性的虐待、性暴力（望まない性行為）などによる肉体的・精神的傷害、望まない妊娠などによる社会的困窮、心身の不調などを抱えてアクセスしてくる女性たちを親身に受け止め、緊急避妊、避妊薬、子宮内避妊具、妊娠中絶手術、性感染症診断治療などを支援する。
3. 行き場のない女性のためのシェルター提供などを行う。
4. 女性を支援している地域の団体や、行政の取り組みに精通し、それらを必要とする人に速やかにつなげる。
5. フェムシップドクターズ同士の連携を密にして、必要とする人に速やかにつなげる。

3) 日本女性財団によるフェムシップドクターズの支援

日本女性財団は、フェムシップドクターズの認定を行うと同時に、以下の支援を行う。

1. ステッカー、ワッペン、名刺、募金箱等の配布
2. 日本女性財団ホームページにフェムシップドクターズとして掲載
3. 日本女性財団が開催する各種イベントの通知
4. 活動資金の供与（診療費、ピル等の薬剤費、中絶費用一部、諸活動費等）

4) フェムシップドクターズの資格認定について

フェムシップドクターズ養成講座を修了し、日本女性財団の認定を受ける。更新は2年毎とする。